

「指定地域密着型サービス等に係る基準を定める条例」に対するパブリックコメントの実施について

— 条例案 —

- ① 八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)
- ② 八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

◆意見募集期間

平成24年12月3日(月)から平成24年12月25日(火)

1 条例制定の背景

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るために義務付け・枠付けを見直すという趣旨を踏まえた「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が平成23年4月28日に、「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が平成23年6月15日に制定されました。

それらの中で、介護保険法等について所要の改正が行われ、これまで介護保険法等に定められていた事業者の指定に関する一部の基準や厚生労働省令で定められていた介護サービスに係る基準を、都道府県や市町村の条例で定めることとされています。

条例は平成25年3月31日までに制定することとされており、本町においては平成25年3月議会に上程するため制定業務を進めています。

◆介護保険サービス 条例移行

- ・ 居宅サービス(予防含む)⇒県・政令市・中核市
- ・ 施設サービス⇒県・政令市・中核市
- ・ **地域密着型サービス(予防含む)⇒市町村**

↓
地域密着型サービス内容一覧

サービス名	サービス名
定期巡回随時対応型訪問介護看護	認知症対応型共同生活介護(予防含む)
夜間対応型訪問介護	地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型通所介護(予防含む)	地域密着型介護老人福祉施設
小規模多機能型居宅介護(予防含む)	複合型サービス

2 条例制定の方向性(条例制定のルール)

条例制定の基準

現行の厚生労働省令に規定するすべての基準は、法令上、その内容によって、以下の3つに分けられ、それぞれでの基準で許容される範囲内で条例を制定しなければならないものとされています。

①従うべき基準 : 条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実用に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

別紙の現行厚生労働省令では **実線** で囲われた部分が対象。

②標準 : 法令の「標準」を通常よるべき基準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」と異なる内容を定めることが許容されるもの。

別紙の現行厚生労働省令では **点線** で囲われた部分が対象。

③参酌すべき基準 : 地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

現行厚生労働省令では実線、点線で囲われた部分以外が対象。

3 条例で定める内容

1. 地域密着型サービスのうち、一般原則の他、1. 人員基準、2. 設備基準、3. 運営基準を定めます。

①八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

②八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

1. 人員基準については、従業者の員数や管理者、代表者の規定になります。

人員については、直接サービスに影響を与えることから、従うべき基準とされており、基準を緩くすることについては、違法となります。

2. 設備基準については、各サービスの提供に必要な居室の面積、設備の内容になります。

そのうち主に入所系のサービスにおける居室の面積の基準は、従うべき基準とされ、省令を遵守することとされています。

3. 運営基準については、各サービスにおける運営の基準となります。

その内容は、「基本取扱方針」、「介護計画の作成」、「受給資格等の確認」、「要介護認定の申請に係る援助」、「心身の状況」、「管理者の責務」等多岐にわたっています。これらは国の基準を参酌しつつ、それとは異なる内容で条例を定めてもよいとされています。

ただし、そのうち、「内容・手続きの説明と同意」、「提供拒否の禁止」、「身体的拘束等の禁止」、「秘密保持等」については、利用者のサービスの適切な利用、適切な処遇および安全の確保や秘密の保持等に密接に関連するものとして、省令に従うべき基準とされています。

◆地域密着型サービス条例（基準）内容一覧

大項目	項目	基準	サービス種類
	一般原則	参 酌	全サービス
人員基準	従業者とその員数	従うべき	全サービス
	管理者		全サービス
	代表者	従うべき	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護

設備基準	居室の面積	従うべき	小規模多機能型居宅介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 複合型サービス
	設備の内容	参 酌	全サービス
	居室の定員		地域密着型介護老人福祉施設
運営基準	基本取扱方針	参 酌	全サービス
	介護計画の作成		
	受給資格等の確認		
	要介護認定の申請に係る援助		
	心身の状況の把握		
	管理者の責務		
	運営規程		
	サービス提供の記録		
	利用料等の受領		
	内容・手続きの説明と同意	従うべき	
	提供拒否の禁止		
	身体的拘束等の禁止		
	秘密保持等		

2. 地域密着型サービスに係る指定に関する基準等を定めます。

その内容は、申請者の資格（法人であること）と地域密着型介護老人福祉施設の入所定員(29人以下)となります。

◆地域密着型サービス条例（指定）内容一覧

大項目	項目	基準	サービス種類
指定基準	申請者の資格	従うべき	全サービス
	入所定員	参酌	地域密着型介護老人福祉施設

4 本町における考え方

条例制定にあたり、「従うべき基準」または「標準」とされている基準については、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、厚生労働省令の基準のとおり規定します。

また、「参酌すべき基準」とされている基準については、これまで現行の厚生労働省令の基準に則り、各事業所が適正に事業運営されていることから、厚生労働省令どおりに定めることを基本とします。

一部の項目については、町民ニーズ等、町の事情を踏まえ、現行の国基準と異なる基準を設けます。

5 八頭町条例（案）に独自に設ける基準

●八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

独自基準案①

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員

ユニット型を除く指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の居室定員について、利用料金が安価な多床室の利用が望まれていることから、従来通り、多床室の整備を可能とするよう条例に規定する。

対照表

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>(設備)</p> <p>第百三十二条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。</p>	<p>(設備)</p> <p>第 条 指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 居室</p> <p>イ 一の居室の定員は、1人とすること。 <u>ただし、入所者のプライバシーに配慮を図ることができる場合は、4人以下とすることができる。</u></p>

●八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

●八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

独自基準案②

地域密着型サービス事業所の連携先に地域包括支援センター等を追加（全サービス共通）

第5期介護保険事業計画の地域支援事業の柱にもなっている「包括的支援事業」では、地域包括支援センターが重要な位置付けとなることから、地域の包括的な支援に向けて、住民による自発的な活動などインフォーマルのサービスも含め、連携先を追加することを条例に規定する。

対照表（八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)）

現行基準厚生労働省令	条例案
<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第三条</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営する</p>	<p>(指定地域密着型サービスの事業の一般原則)</p> <p>第 条</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当</p>

に当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ）、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

たっては、地域との結び付きを重視し、町、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者をいう。以下同じ。）その他の保健医療サービス、及び福祉サービスを提供する者及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者との連携に努めなければならない。

●八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

●八頭町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

独自基準案③

文書の保存期間（各サービス共通）

事業者が不適正な介護報酬を受け取った場合には、町から介護報酬の返還請求をすることになる。

しかし、当該請求の時効は5年である一方、各種文書の保存期間は2年。そのため、事業所に必要な文書が残っていないことも考えられることから、返還請求となった場合に、確認が困難な事態とならないよう、保存期間を5年とする。

対照表（八頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(案)

現行基準厚生労働省令	条例(案)
<p>(記録の整備)</p> <p>第三条の四十</p> <p>2 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、利用者に対する指定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、<u>その完結の日から二年間保存しなければならない。</u></p> <p>一 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画</p> <p>二 第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 第三条の二十三第二項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>四 第三条の二十四第十一項に規定する訪問看護報告書</p> <p>五 第三条の二十六に規定する市町村へ</p>	<p>(記録の整備)</p> <p>第 条</p> <p><u>省令第3条の40、第17条、第60条、第87条、第107条、128条、156条及び第181条に規定する記録の保存期間は、5年間とする。</u></p>

<p>の通知に係る記録</p> <p>六 第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 第三条の三十八第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	
---	--

保存期間

保存期間（案）（例：定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の記録の整備）

下記保存期間(案)の（８）（９）を追加する。

- （１） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画 ５年
- （２） 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ５年
- （３） 主治の医師による指示の文書 ５年
- （４） 訪問看護報告書 ５年
- （５） 町への通知に係る記録 ５年
- （６） 苦情の内容等の記録 ５年
- （７） 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 ５年
- （８） 従業者に関する記録のうち、従業者の勤務体制についての記録 ５年
- （９） 会計に関する記録のうち、介護報酬を請求するために、審査支払機関に提出したもの

6 根拠法令

（１）介護保険法第78条の2

（指定地域密着型サービス事業者の指定）

第78条の2第42項の2第1項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業を行う者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う事業にあっては、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームのうち、その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるもの開設者）の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業を行う事業所（第78条の13第1項及び第78条の14第1項を除き、以下この節において「事業所」という。）ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村

の行う介護保険の被保険者に対する地域密着型サービス費及び特例地域密着型サービス費の支給について、その効力を有する。

2、3略

4 市町村長は、第1項の申請があった場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第6項において同じ。）に係る指定の申請にあっては、第6号の2、第6号の3、第10号及び第12号を除く。）のいずれかに該当するときは、第42条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12)略

5 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令（*）で定める基準に従い定めるものとする。

6～11略

*介護保険法施行規則第131条の10の2

法第78条の2第5項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

(2) 介護保険法第78条の4

(指定地域密着型サービスの事業の基準)

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

(1) 指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

(2) 指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積

(3) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

(4) 指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

(5) 指定地域密着型サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～8 略

(3) 介護保険法第115条の12

(指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定)

第115条の12 (略)

2 市町村長は、前項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、第54条の2第1項本文の指定をしてはならない。

(1) 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

(2)～(12) 略

3 市町村が前項第1号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令（*）で定める基準に従い定めるものとする。

4～7 略

*介護保険法施行規則第140条の27の2

法第115条の12第3項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

（4）介護保険法第115条の14

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

3 市町村が前2項の条例を定めるに当たっては、第1号から第4号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第5号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

（1）指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数

（2）指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積

（3）介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型通所介護の事業に係る利用定員

（4）指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であつて、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして厚生労働省令で定めるもの

（5）指定地域密着型介護予防サービスの事業（第3号に規定する事業を除く。）に係る利用定員

4～8 略

（5）平成18年厚生労働省令第34号

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準

（6）平成18年厚生労働省令第36号

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準